

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年8月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和5年9月13日から同年10月3日まで縦覧に供する。

令和5年9月8日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新井手地区	まんのう町 建設土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 真野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川東1地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 糸池西中池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 馬場立石地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下種子地区	〃